

令和8年度出会いの場の創出事業企画・運営業務委託  
仕様書

**1 業務名**

令和8年度出会いの場の創出事業 企画・運営業務

**2 業務目的**

本委託事業は少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の流れを変えるため、県内の様々な地域において交流イベント（以下、イベント）を実施することで結婚を希望する独身者の出会いの場を創出するものである。

**3 契約期間**

契約日から令和9年3月31日まで

**4 見積限度額**

金6,606,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

**5 業務内容**

- (1) イベントの企画・運営
- (2) 広報の実施
- (3) アンケートの実施・集計
- (4) その他関連業務

**6 業務内容詳細**

- (1) イベントの企画・運営

以下のイベントの開催にかかる企画・運営全般を行うこと。イベント運営方法については、別添①「婚活イベント運営マニュアル」を遵守すること。

- ・全イベントの合計参加人数は男女各80名（計160名）程度とする（延べ人数）。
- ・開催規模については「小規模：各15～25名」「大規模：100名」程度を想定。
- ・小規模3回、大規模1回程度開催すること。

ただし、合計参加人数を達成でき、かつ効果的であると認められる場合は協議の上開催規模、回数を変更することができる。

・イベント内容や会場についても協議の上決定するが、女性を集客できるように会場や内容を創意工夫すること。

なお、大規模イベントについては、一見して「婚活イベント」と分かるイベントよりも、趣味や体験等を通じて気軽に参加できるイベントとし、体験型のアクティビティを2つ以

上実施すること。

- ・開催場所については県内全域を候補とし、協議の上決定する。
- ・開催時期については、大規模イベントについては8月下旬開催を想定する、その他小規模イベントについては、協議の上決定する。

#### (2) 広報の実施

イベント参加者の募集及び WEB アンケートの周知広報を行うこと。手法や内容については、受託者からの提案によるものとし、協議の上決定する。

なお、本事業の広告等の案は校正のために事前に県に提出すること。

#### (3) アンケートの実施・集計

今後の県としての結婚支援のあり方を検討するため、イベント参加者に対し、アンケートを実施するとともに広く県民を対象にした WEB アンケートを実施すること。また、アンケートについては、大規模イベント終了後、集計を行うとともに県の求めに応じて、中間報告を行うこと。その際、回答結果を分析の上、効果的な結婚支援事業について県に提案を行うこと。

なお、アンケート内容については、協議の上決定する。

#### (4) その他関連業務

- ・イベント開催後、参加者に対し、成婚したか等の追跡調査を実施すること。
- ・県の HP 上にてイベント情報やその結果を掲載するため、掲載素材を作成すること。

### 7 目標成果指数

当該契約を履行するにあたり、それぞれの業務において下記の目標指数を達成するよう努力、工夫を行うこと。

(1) イベントの企画・運営		
参加人数 (延べ)		男女各 80 人
小規模 イベント	マッチング率	30%
	イベント終了後 1 か月以上継続して付き合ったカップル数	10 組
	イベントで出会ったカップルの成婚報告数	3 組
大規模 イベント	連絡先交換組数	250 組
イベントの参加者のうち、満足したとアンケートに回答した割合		80%

## 8 個人情報の取扱いについて

・本事業により収集した個人情報は、県に報告した個人情報管理者が施錠可能なロッカー内等で厳重に保管すること。また、本事業により収集した個人情報をパソコン内等で管理する場合は、県に報告した個人情報管理者が本事業従事者以外は閲覧できないように、閲覧者限定のロックをかけて管理すること。

・本事業により収集した個人情報は、事業終了後に実績報告書とともに県に提出すること。また、本事業により収集した受託団体所有の個人情報やデータ等は、別に定める「記憶装置のデータ消去及び破壊細則」準じ、全て削除、消滅、破棄等をし、再利用等できない状態にした上で、代表取締役名で削除証明書を提出すること。

・本事業の参加者個人の責任以外で、個人情報が紹介されることのないように実施すること。

## 9 実績報告書

(1) 実績報告書：1部

(2) 提出先：県こども未来課

(3) 備考：業務名、業務内容、業務成果、契約期間、契約金額、業務実績、使用した広報ツール、広報媒体（写し可）をまとめた実績報告書に業務委託費収入支出明細を添付し提出すること。

また、広報ツールのデザインデータは全て高解像度のPDF及びaiデータで別途納品すること。

## 10 その他

・本業務の担当者、個人情報管理者、事業総括責任者を各1名以上受託団体で決定の上、県にその者の役職、名前、連絡先を代表取締役名で書面により報告すること。また、契約満了までに変更が生じた場合、速やかに報告すること。

・事業の企画及び実施にあたり、基本的人権が守られるよう十分配慮すること。

・参加者に対し、特定の団体等に加入させたり、勧誘してはならない。

・事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則県に帰属すること。

・受託団体が他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行い、会計帳簿等は事業終了後5年間保管するものとし、県からの開示要請に迅速に対応すること。

以上